

短期入所者利用料金表

サンビュー二本松（平成18年4月1日より）

介護保険法に基づき、介護給付額の原則として10%が利用料金となります。
また、居住費(光熱水費)・食費・日用品・教養娯楽費、その他個人の要望に応ずるサービス等は、次のとおり利用者負担となります。

(1) 基本利用料

*施設サービス費 1日当たりの一割負担額・1ヶ月30日として計算

① 4人部屋

要介護度	経過的 要介護	1	2	3	4	5
多床室	617円	831円	880円	933円	987円	1,040円
リハビリテーション機能強化 加算	30円	30円	30円	30円	30円	30円
管理栄養士配置加算	12円	12円	12円	12円	12円	12円
1日当り小計	659円	873円	922円	975円	1,029円	1,082円
月額計算	19,770円	26,190円	27,660円	29,250円	30,870円	32,460円

② 個室

要介護度	経過的 要介護	1	2	3	4	5
従来型個室	558円	732円	781円	834円	888円	941円
リハビリテーション機能強化 加算	30円	30円	30円	30円	30円	30円
管理栄養士配置加算	12円	12円	12円	12円	12円	12円
1日当り小計	600円	774円	823円	876円	930円	983円
月額計算	18,000円	23,220円	24,690円	26,280円	27,900円	29,490円

* 1. 療養食が必要な方は、23円/日加算。経口移行加算は28円/日が加算されます。

医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、高脂血症食、通風食及び特別な場合の検査食。

* 2. 平成17年10月1日以後に従来型個室に入所する方で、下記に該当する方は①一般棟による算定となります。

イ. 感染症等により従来型個室への入所の必要があると医師が判断した者であって、従来型個室への入所期間が30日以内であるもの。

ロ. 著しい精神症状態により、同室の他の入所者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入所の必要があると

医師が判断した者(医師が必要とした期間)

(2) 基本利用料

	食費	おやつ	滞在費	
			多床室	従来型個室
第1段階	300円	100円	0円	490円
第2段階	390円	100円	320円	490円
第3段階	650円	100円	320円	1,310円
第4段階	1,400円	100円	350円	1,640円
内容	日額	月額換算	備考	
日常生活品費	100円	3,000円	タオル、バスタオル、リンス・シャンプー、ボディソープ、おしぼり、トイレットペーパー、ハンドタオル、ティッシュペーパー、石鹸など	
教養娯楽品日	100円	3,000円	習字、手芸、園芸、料理等の材料費、写真など	

合計		日額合計	
		多床室	個室
計	第1段階	600円	1,090円
	第2段階	1,010円	1,180円
	第3段階	1,270円	2,260円
	第4段階	2,050円	3,340円

(3) 加算利用料

内容	料金	備考
送迎費(片道)	184円	
送迎費(15km以上、5kmごと)	500円	
個室(一人/日)	1,050円	
個室(二人/日)	525円	
洗濯機使用料(大型1回)	200円	
〃(家庭用1回)	100円	
乾燥機使用料(大型1回)	200円	
〃(家庭用1回)	100円	
理美容代	2,000円	
インフルエンザワクチン代(1回)	2,000円	
診断書料(1通)	5,250円	
医科・歯科受診(自己負担額)	実費	